

# 蘭越町水防計画

(平成27年3月改正)



蘭越町防災会議

# 蘭 越 町 水 防 計 画

## 目 次

第1章 総 則	1
第1節 目 的	1
第2節 水防の責務	1
第2章 水防組織と機構	2
第1節 水防組織と機構	2
第2節 協力及び応援	5
第3章 水防危険区域及び水防施設等	6
第1節 水防危険区域の指定	6
第2節 水防施設	6
第3節 水防用土砂採取場等	8
第4章 通信連絡体制	8
第1節 雨量水位観測	8
第2節 気象通信連絡	8
第3節 水防通信連絡	13
第5章 水防活動	14
第1節 水防管理団体等の非常配備	14
第2節 監視及び警戒	16
第3節 警戒区域	17
第4節 水防作業	17
第5節 避難	18
第6節 非常時の輸送	19
第7節 決壊通報	19
第6章 公用負担等	20
第1節 公用負担	20
第2節 公務災害補償	21
第7章 水防報告	21
第8章 水防訓練	22
資料編	
資料 1	重要水防危険区域
1-①	蘭越町 尻別川洪水ハザードマップ(抜粋)
1-②	河川(尻別川本流域を除く)危険区域表
1-③	河川(尻別川本流域を除く)危険区域図
資料 2	雨量水位観測所位置図(河口除く)
資料 3	水防用資器材備蓄表
資料 4	水防用土砂取り場及び側帯、緊急排水場(開建)位置図
資料 5	樋門(管)箇所及び管理(操作)
5-①	樋門(管)位置図(直轄区間一小樽開発建設部)
5-②	樋門(管)管理(操作)員名簿(直轄区間一小樽開発建設部)
5-③	樋門(管)位置図(道管理区間一小樽土木現業所)
5-④	樋門(管)管理(操作)員名簿(道管理区間一小樽土木現業所)
資料 6	洪水災害時の避難施設・区域
6-①	洪水災害時の避難施設・区域表
6-②	洪水災害時の避難施設・区域図
資料 7	水防工法

# 第1章 総 則

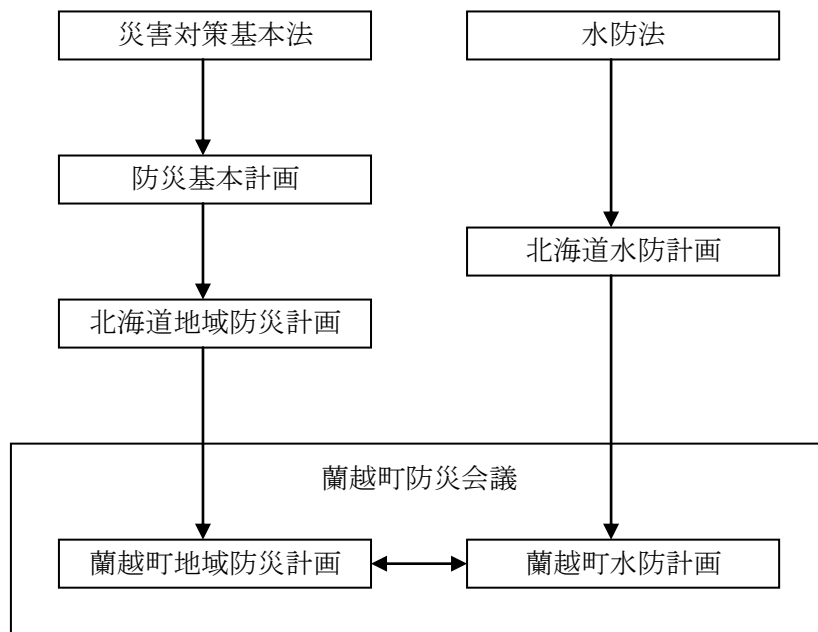
## 第1節 目 的

### 第1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第2条の規定に基づき、水防管理団体である町が水防事務の調整及びその円滑な実施を推進するために必要な事項を規定し、洪水・高潮・その他による水害を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減することを目的とする。

### 第2 計画の位置づけ

本水防計画は、水防法に基づき定められ、上位水防計画並びに蘭越町地域防災計画と整合性を有するものである。同時に、蘭越町地域防災計画における災害対策のうち、「水防」に関する事項についての計画であり、河川の堤防の決壊等による洪水の他、近年の洪水災害の状況を考慮し、内水氾濫について適用する。



## 第2節 水防の責務

### 第1 水防の責務

法に定める水防管理者（蘭越町）、水防に関係ある機関及び一般町民等の責務は次のとおりである。

#### 1 水防管理者（蘭越町）

- (1) 町は、町内における水防を十分に果たす責任を有するものとする。
- (2) 町は、水防のため緊急の必要があるときは、隣接の水防管理者又は消防長に対

して応援を求めるものとする。

- (3) 町は、蘭越町防災会議にはかつて、北海道の水防計画に応じた水防計画を作成するものとする。
- (4) 蘭越町防災会議は、蘭越町地域防災計画において、流域面積が大きく、洪水により道民経済上重大な損害を与えるおそれがあるものとして国土交通大臣が指定した尻別川（洪水予報指定河川・水防警報指定河川）の浸水想定区域における洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。
- (5) 町長は、蘭越町地域防災計画において定められた洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について住民に周知させるように努めるものとする。

## 2 羊蹄山ろく消防組合消防署蘭越支署・蘭越消防団

- (1) 羊蹄山ろく消防組合消防署蘭越支署（以下「蘭越支署」という。）及び蘭越消防団は、蘭越町と密接な連絡をとり、その区域における水防を十分に果たす責任を有するものとする。
- (2) 蘭越支署及び蘭越消防団は単独で前(1)に定める責任を果たすことが著しく困難又は不相当と認められる場合においては、羊蹄山ろく消防署内で共同で水防を行うものとする。

## 3 居住者等の義務

本町の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防のためやむを得ない必要があるときに、水防管理者又は消防機関の長から水防に従事することを求められたときは、これに従うものとする。

# 第2章 水防組織と機構

## 第1節 水防組織と機構

### 第1 水防管理団体の組織と機構

町は、蘭越町災害対策本部条例の定めるところに準じ、水防に関する事務を処理するものとし、水防事務の総括は総務課（まちづくり推進係）で行うものとする。

なお、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部で行うものとする。

### 第2 水防協議会

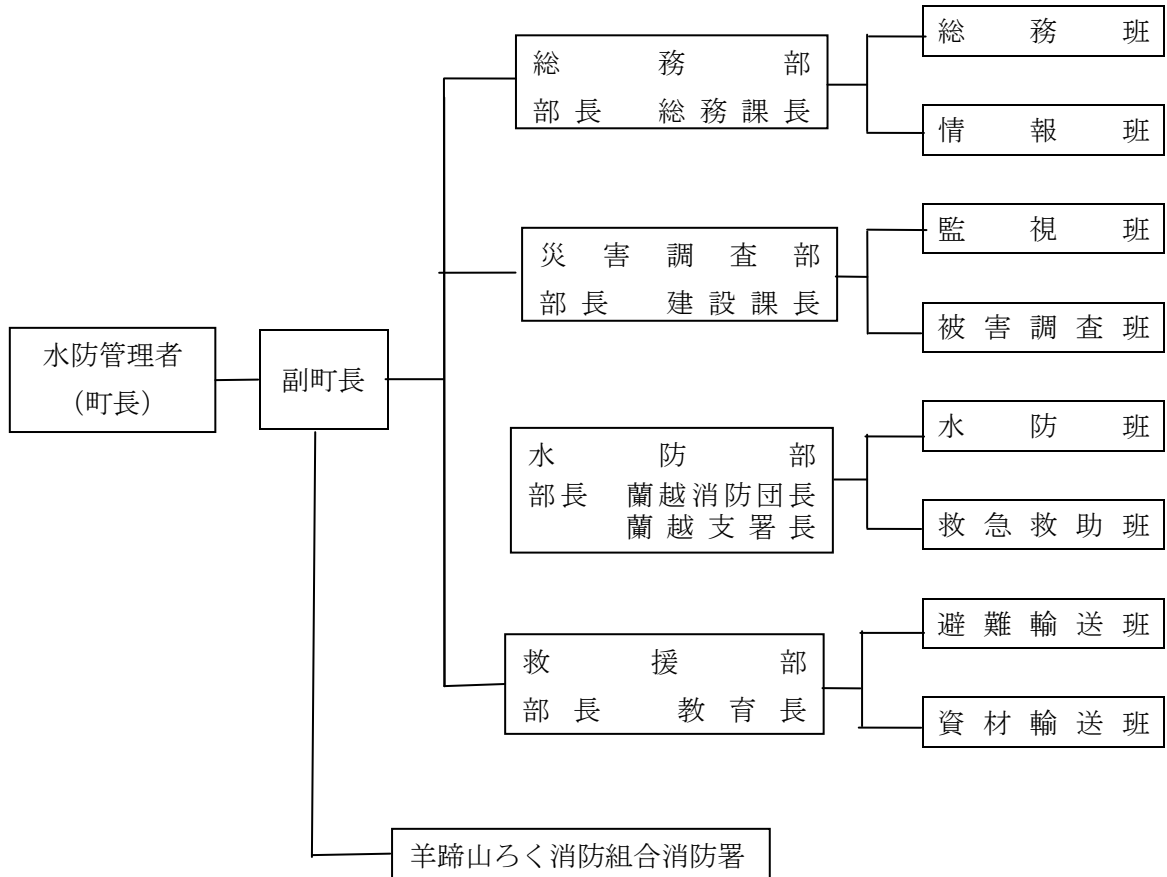
蘭越町水防計画その他水防に関する重要な事項の調査審議は、蘭越町防災会議が行う。

### 第3 水防組織

水防に関する組織は、蘭越町地域防災計画第2章第2節災害対策本部の活動実施要領に準じ、次のとおりとする。

ただし、機構図中、通信連絡部を総務部に、防疫対策部、応急対策部を災害調査部に、給食部・給水部・避難対策部を救援部に、救援部を水防部に読み替えるものとする。

(蘭越町水防組織機構図)



#### 第4 水防業務分担

水防業務の所掌事務分担は次のとおりとする。

##### 1 総務部

###### (1) 総務班

- ・水防事務の総括に関する事
- ・各班との連絡調整に関する事
- ・水防に関する諸報告に関する事

###### (2) 情報班

- ・予警報等の受理及び伝達、住民周知に関する事
- ・雨量、水位等の通知の受理及び伝達に関する事

##### 2 災害調査部

###### (1) 監視班

- ・重要水防区域の非常警戒、監視に関する事
- ・土地改良施設の警戒、監視、応急対策に関する事
- ・危険箇所、被災箇所の警戒、被災箇所の応急対策に関する事

- (2) 被害調査部
  - ・被害状況調査に関すること

### 3 水防部

- (1) 水防班
  - ・水防作業及び水防工法に関すること
  - ・水防用資器材に関すること
- (2) 救急・救助班
  - ・救急に関すること
  - ・救出に関すること

### 4 救援部

- (1) 避難輸送班
  - ・避難者の誘導、輸送、保護に関すること
- (2) 資材輸送班
  - ・水防資器材、救援物資の輸送、配分に関すること
  - ・水防班の支援に関すること

### 第5 消防機関の組織

消防機関の組織は、蘭越町地域防災計画第4章第3節消防計画のとおりとする。

### 第6 消防機関の水防分担区域

消防機関の水防分担区域は、次のとおりとする。

#### 1 蘭越支署（重要警戒地区のみ）

水防地区名	担当河川名	担当	人員	指揮者
蘭越町全域	尻別川、昆布川 三重の川、逆川 小南部川、南部川、ホ ロシツナイ川、 蘭越第1川、パンケ 目国内川、ペンケ目国 内川、白井川、ツバメ の沢川、クスリの沢 川、オサンナイ川、志 根津川、フルチャツナ イ川、目名川、下賀老 川、ポン貝殻沢川、三 之助川、湯出の沢川、 木下川	蘭越支署職員	16人	蘭越支署長

## 2 蘭越消防団

水防地区名	担当河川名	担当	人員	指揮者
蘭越町全域	全河川	蘭越消防団本部	10人	蘭越消防団長
蘭越地区	逆川、小南部川、南部川、ホロシツナイ川、蘭越第1川、尻別川、三重の川、茅部川	蘭越分団	33人	蘭越分団長
昆布地区	尻別川、昆布川 丸山の沢川	昆布分団	23人	昆布分団長
目名地区	目名川、下賀老川、ポン貝殻沢川、三之助川、湯出の沢川、木下川	目名分団 (田下分遣隊)	24人	目名分団長
名駒地区	目名川、パンケ目国内川、ペンケ目国内川、白井川、ツバメの沢川、クスリの沢川、尻別川	名駒分団 (三和分遣隊)	23人	名駒分団長
港地区	オサンナイ川、志根津川、フルチャツナイ川、尻別川	港分団 (御成分遣隊)	27人	港分団長

## 第2節 協力及び応援

### 第1 河川管理者の協力

水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、河川管理者（北海道開発局長又は知事）に対し、次のような協力を求めることができる。

#### 1 北海道開発局長の協力

- ア 水防管理団体に対して、河川に関する情報（国管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- イ 重要水防箇所の手合点検の実施
- ウ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- オ 洪水、津波等により甚大な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、水防管理団体と北海道開発局間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾン（災害対策現地情報連絡員）の派遣）

## 2 知事の協力

- ア 水防管理団体に対して、河川に関する情報（道管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供
- イ 重要水防箇所の手点検の実施
- ウ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の備蓄資器材の貸与

## 第2 隣接水防管理団体等の応援要請

水防管理者は、水防のため緊急の必要のあるときは、隣接水防管理団体及び関係機関に対し、応援を要請するものとする。

要 請 先	電 話
ニセコ町水防管理者	44-2121
黒松内町水防管理者	72-3311
羊蹄山ろく消防組合消防長	22-2822

蘭越町水防管理者

## 第3 警察官の応援要請

水防管理者は、水防のため緊急の必要のあるときは、警察官の出動を要請するものとする。

# 第3章 水防危険区域及び水防施設等

## 第1節 水防危険区域の指定

### 第1 尻別川の水防危険区域及び浸水想定区域

本町の区域内的の尻別川本流域における水防上の危険箇所、浸水想定区域は、「蘭越町 尻別川洪水ハザードマップ」（資料1-①）のとおりである。

### 第2 水防危険区域

本町の区域内的の河川（尻別川本流域を除く）で水防上特に重要な警戒区域は、資料1-②及び資料1-③のとおりである。

## 第2節 水防施設

### 第1 雨量水位観測所

本町の区域内に設置されている雨量水位観測所は、次のとおりである。



## 1 雨量観測所

観測所名	観測の方法	所在地	所轄	観測者	摘要
蘭越無人観測所 (アメダス)	無人ロボット	蘭越町 428-1	札幌管区气象台		
田下観測所	テレメーター	字田下 231	小樽開発建設部		
ニセコ観測所	テレメーター	字湯里 (五色温泉)	小樽開発建設部		
目名川観測所	テレメーター	字三笠	後志総合振興局 小樽建設管理部		

## 2 水位観測所

所轄	観測所名	河川名	位置	通報水位		はん濫危険水位	通報先	観測者
				水防団待機水位	はん濫注意水位			
小樽開発建設部	河口観測所	尻別川	港町	0.9m	1.4m	1.64m	小樽開発建設部 蘭越河川事業所	テレメーター
	名駒観測所		字淀川	4.9m	5.9m	9.42m		テレメーター
	蘭越観測所		字豊国	10.9m	11.9m	13.61m		テレメーター
	昆布観測所		字黄金	39.70m	40.40m	41.79m		テレメーター
後志総合振興局 小樽建設管理部	昆布川観測所	昆布川	昆布町	44.27m	44.98m	—	後志総合振興局 小樽建設管理部 蘭越出張所	テレメーター
	目名川観測所	目名川	字三笠	42.70m	43.75m	—		テレメーター

## 第2 水防用資器材の備蓄

本町における国、道機関も含めた水防用資器材の備蓄は、資料3のとおりである。  
なお、備蓄する資器材に不足が生じたときは、民間等から調達するものとする。

## 第3節 水防用土砂採取場等

### 第1 水防用土砂採取場等

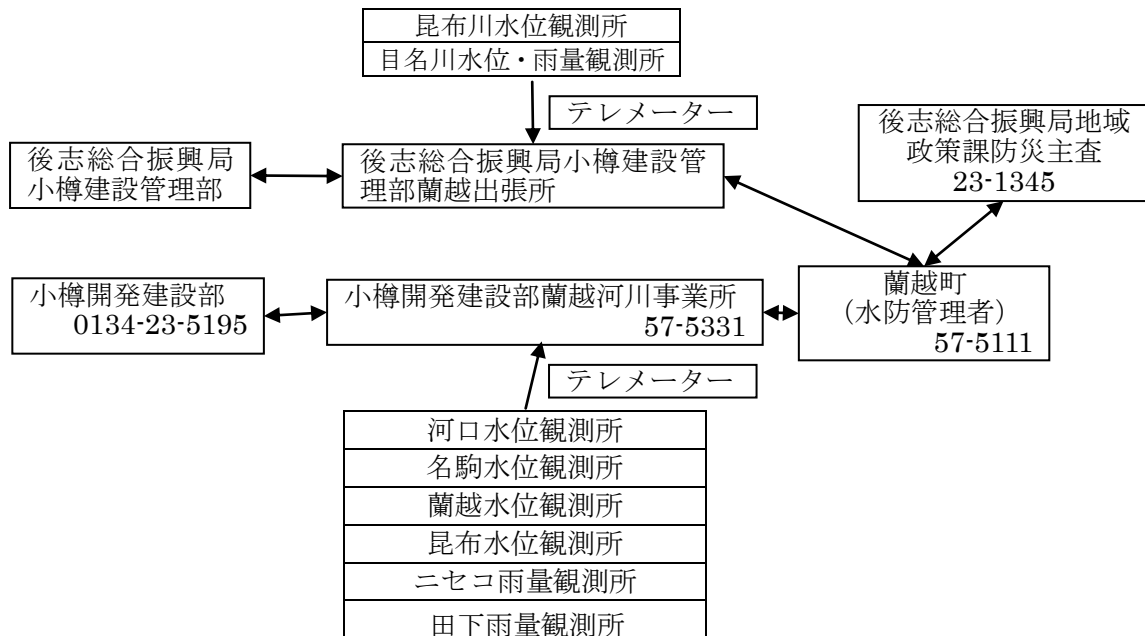
水防管理者は、水防活動の実施に必要な土砂等を事前に調査し、確保しておくものとする。なお、小樽開発建設部が設置している尻別川堤防側帯の土砂の利用について、協力を得るものとする。尻別川堤防側帯設置箇所は、資料4のとおりである。

## 第4章 通信連絡体制

### 第1節 雨量水位観測

#### 第1 雨量水位観測の通信体制

雨量水位観測の通新体制は、次のとおりとする。



### 第2節 気象通信連絡

#### 第1 水防活動用予警報等

水防管理者又は水防に関係ある機関は、常に気象の状況に注意するとともに、気象官署及び北海道開発局から発表される次の水防活動用の各種予報及び警報並びに北海道が発表する次の警報の取扱責任者を定め、予報及び警報の処理に遺憾のないようにしなければならない。

特に水防管理者は、水防活動用注意報及び警報の発表を知ったときは、ラジオ・テレビ等により積極的に気象の推移及び情報の把握に努めるものとする。

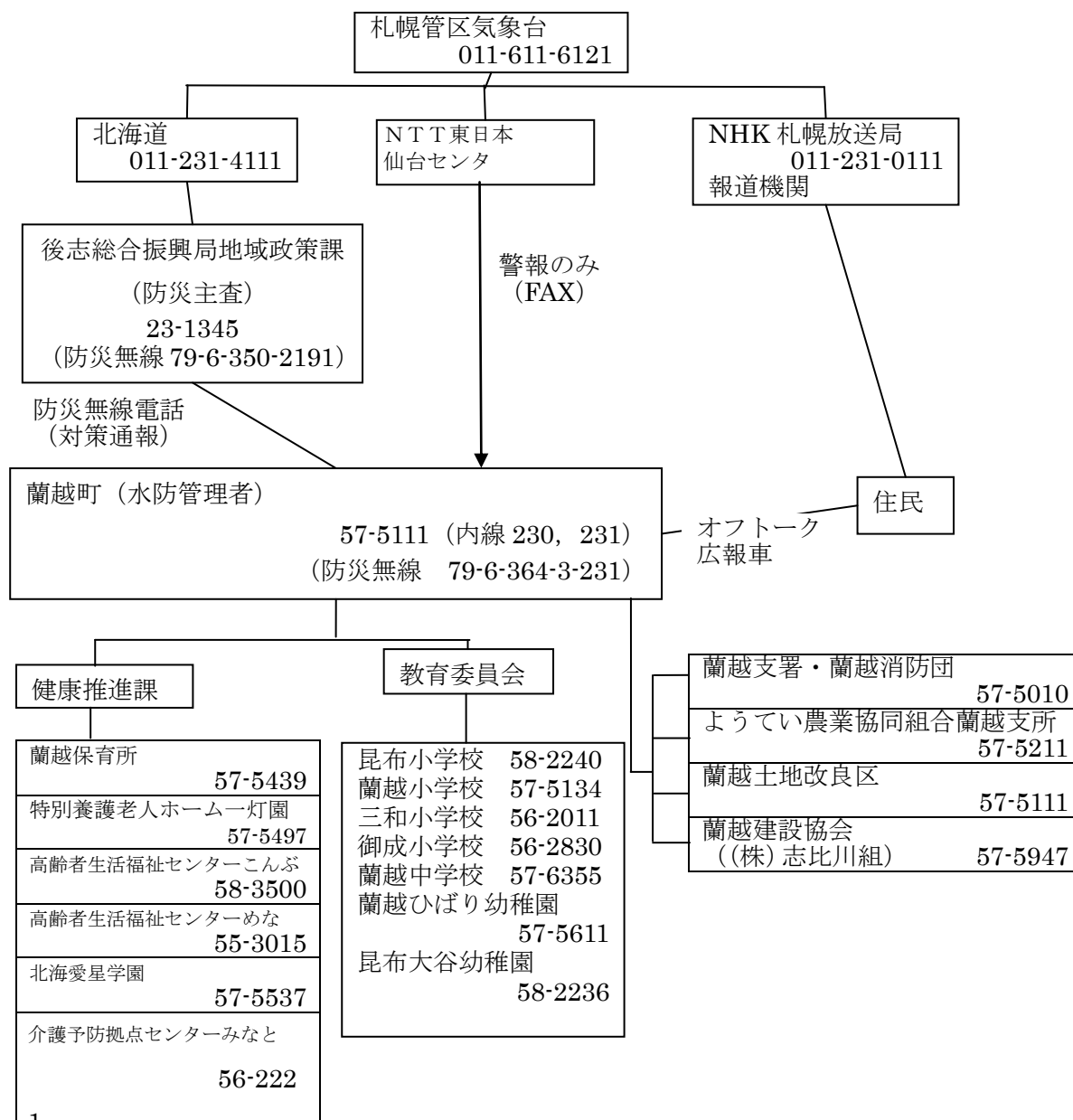
水防活動用予警報の種類

区 分	種 類	発表機関	摘要
気象予警報 気象業務法 第14条の2第1項 法第10条第1項	大雨注意報・大雨警報 高潮注意報・高潮警報 洪水注意報・洪水警報	札幌管区気象台	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える
洪水予報 法第10条第2項 法第10条第2項第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項	注意報・警報・情報	北海道開発局 札幌管区気象台共同	尻別川（直轄区間）について、水位又は流量を示して行う予報
水防警報 （法第10条の6）	待機・準備・出動・指示・解除	北海道開発局	尻別川（直轄区間）地域の水防管理団体である蘭越町に水防活動を行う必要があることを警告して発表

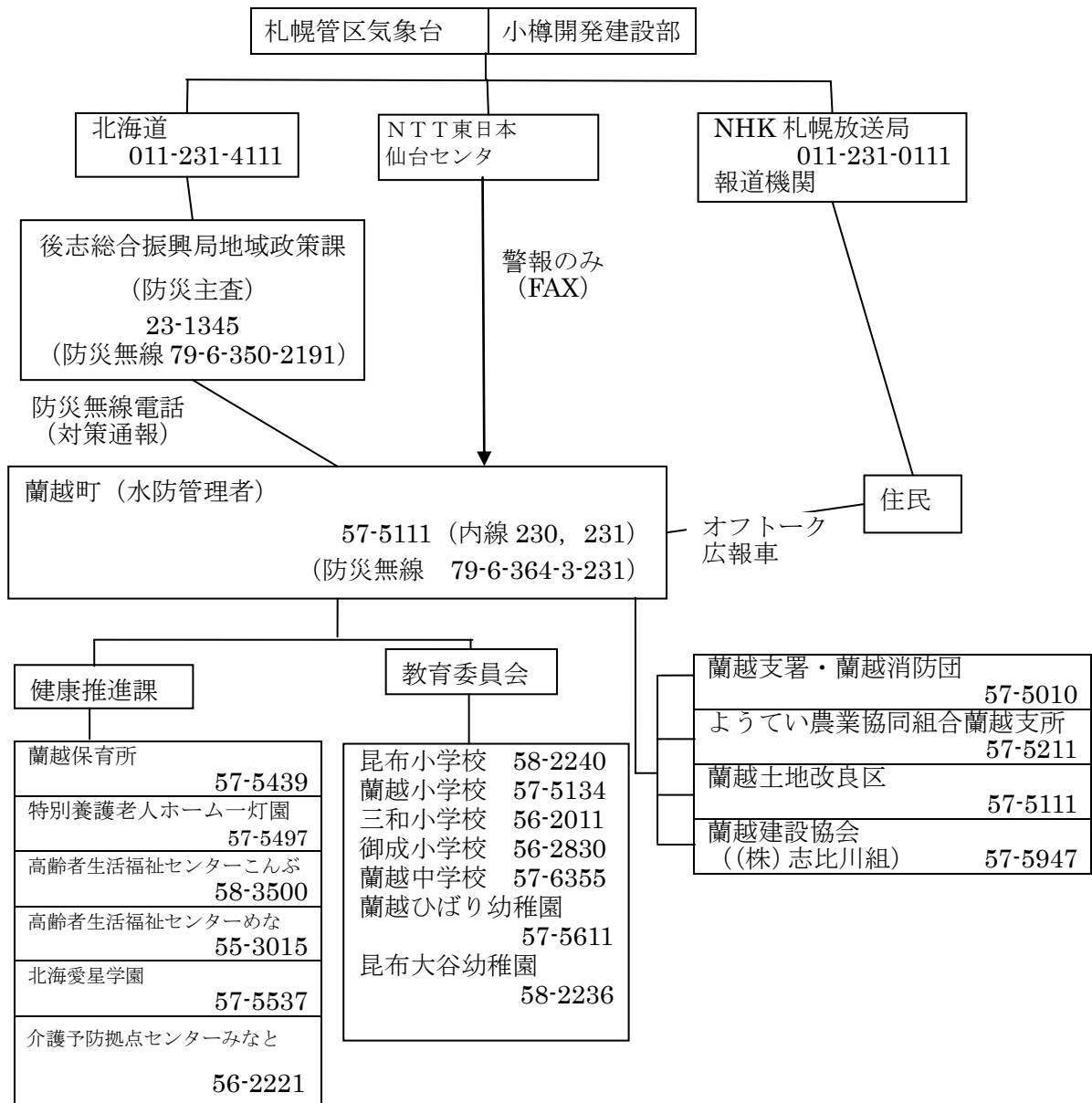
## 第2 気象警報等の伝達系統

水防管理者は、水防活動用気象予警報及び尻別川（直轄区間）洪水予報並びに水防警報の通知を受けたときは、次により遅滞なく水防に係りのある機関に迅速的確に伝達するものとする。

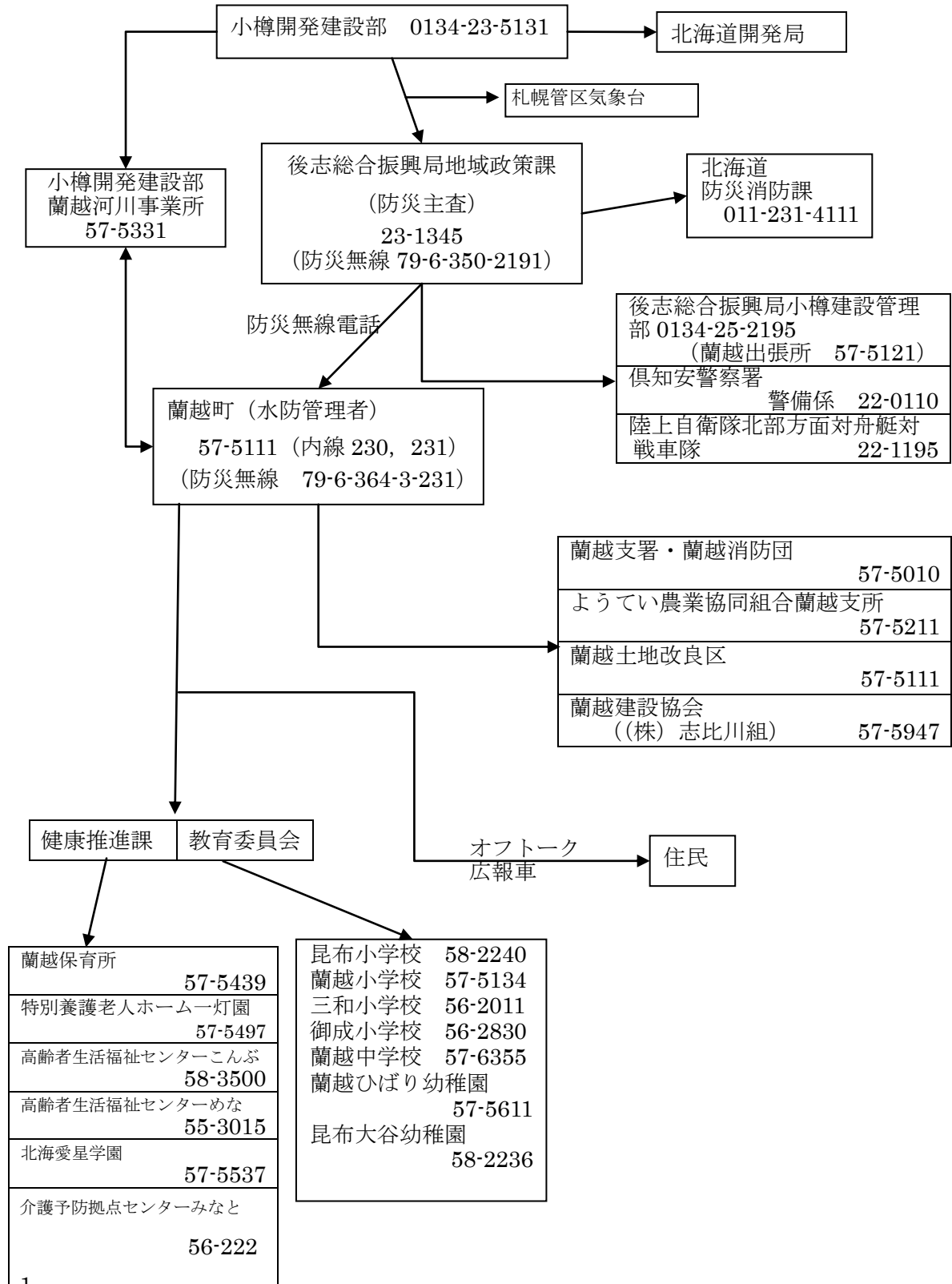
### 1 水防活動用気象予警報



## 2 尻別川（直轄区間）洪水予報



### 3 尻別川（直轄区間）水防警報



### 第3節 水防通信連絡

#### 第1 水防通信連絡

水防に関し、関係機関と相互に行う通信連絡は、次によるものとする。

機関名	連絡責任者 (代理者)	通 信 系 等		
		第 1	第 2	第 3
後志総合振興局	地域政策課主幹 防災担当主査	防災無線電話 79-6-350-2191	NTT回線 22-1345	自動車
小樽開発建設部 蘭越河川事業所	副長	NTT回線 57-5331	自動車	徒歩
後志総合振興局 小樽建設管理部 蘭越出張所	管理係長	NTT回線 57-5121	自動車	徒歩
倶知安警察署  (蘭越駐在所)	警備係長  (所長)	NTT回線 22-0110 (57-5003)	自動車	—
陸上自衛隊 北部方面対舟艇 対戦車隊	射撃幹部	NTT回線 22-1195 内線 225 (平日) 内線 235 (土・日)	自動車	—
ようてい農業協 同組合蘭越支所	支所長	NTT回線 57-5211	自動車	—

## 第5章 水防活動

### 第1節 水防管理団体等の非常配備

#### 第1 町の非常配備

町は、洪水等の危険が予想されるときから、その危険が解消されるまでの間は、次の配備体制により、水防業務を処理するものとする。なお、災害対策本部が設置されたときは、蘭越町地域防災計画に基づく非常配備体制により処理するものとする。

#### 非常配備の基準

種別	配備時期	配備内容
第1非常配備	1. 気象業務法に基づく情報又は警報を受けたとき。 2. 必要により水防管理者が当該非常配備を指令したとき。	情報連絡のため、総務部、災害調査部、水防部の少数の人員をもって当たるもので、状況によりさらに次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。
第2非常配備	1. 局地的な災害が予想される場合、又は災害が発生したとき。 2. 必要により水防管理者が当該非常配備を指令したとき。	関係各班の所要の人員をもって当たるもので災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。
第3非常配備	1. 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において本部長が当該非常配備を指令したとき。 2. 予想されない重大な災害が発生したとき。	災害対策本部全員をもって当たる状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。
備考 災害の発生規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。		



## 第2 消防機関の非常配備

羊蹄山ろく消防組合蘭越消防団及び蘭越支署は、洪水等の危険が予想されるときから、その危険が解消されるまでの間は、次の配備体制により、水防業務を処理するものとする。なお、災害対策本部が設置されたときは、蘭越町地域防災計画に基づく非常配備体制により処理するものとする。

### 非常配備の基準

種別	配備時期	配備内容
第1非常配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象業務法に基づく警報が発表され、河川の水位の上昇が予想されるとき。</li> <li>2. 北海道知事から洪水予報（注意報）の通知を受けたとき。</li> <li>3. 北海道知事から水防警報（待機）の通知を受けたとき。</li> <li>4. 北海道知事から待機の指示を受けたとき。</li> <li>5. 必要により水防管理者が当該非常配備を指令したとき。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 蘭越支署長は、非番の職員に対し待機を指示する。</li> <li>2 蘭越消防団長は、幹部団員（副団長、分団長）を召集するとともに、必要に応じて、団員に待機を指示する。</li> </ol>
第2非常配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象業務法に基づく警報が発表され、河川の水位の上昇が予想され、水防活動の準備を必要と認めたとき。</li> <li>2. 北海道知事から洪水予報（注意報）の伝達を受けたとき。</li> <li>3. 北海道知事から水防警報（準備）の通知を受けたとき。</li> <li>4. 北海道知事から出動準備の指示を受けたとき。</li> <li>5. 必要により水防管理者が当該非常配備を指示したとき。</li> </ol>	<p>蘭越支署長及び蘭越消防団長は、必要に応じて、待機職員及び団員を招集し、水防用資器材等の準備、水防班の編成等を行い、直ちに水防活動ができる体制とする。</p>
第3非常配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象業務法に基づく警報が発表され、水位、流量その他の状況により、堤防の決壊、溢水等の恐れがあるとき。</li> <li>2. 北海道知事から洪水予報（警報）の通知を受けたとき。</li> <li>3. 北海道知事から水防警報（出動）の通知を受けたとき。</li> <li>4. 北海道知事から出動の指示を受けたとき。</li> <li>5. 必要により水防管理者が当該非常配備を指令したとき。</li> </ol>	<p>蘭越支署長及び蘭越消防団長は、職員及び団員を招集し、あらかじめ編成している水防班を出動させる。</p>
備考 災害の発生規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。		

### 第3 非常配備を指令したときの措置

水防管理者は、非常配備を指令したときは、水防に関係ある機関に通知するとともに、後志総合振興局長、小樽開発建設部長及び後志総合振興局副局長（建設管理部担当）に報告するものとする。

## 第2節 監視及び警戒

### 第1 常時監視

水防管理者は、監視責任者を定めて、担当水防区域内の河川等を巡視させるものとする。監視責任者及び樋門管理者は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は、当該河川及び施設等の管理者に連絡して、必要な措置を求めるものとする。

監視責任者等は次のとおりとする。

担当区域	担当河川施設等	監視責任者	監視員
全町	尻別川他全河川	建設課長	建設課職員
全町	土地改良施設	産業経済課長	産業経済課職員
港地区	海岸堤防	産業経済課長	産業経済課職員

樋門（管）箇所及び管理者は、資料5のとおりである。

### 第2 非常警戒

水防管理者は、非常配備を指令したときは、水防に関係ある機関に通知するとともに、要水防区域の監視を厳重にし、異常を発見したときは、直ちに当該河川及び施設等の管理者、後志総合振興局長及び小樽開発建設部長に報告し、速やかに水防作業を実施するものとする。

監視警戒の巡視に当たり、注意すべき事項は次のとおりである。

- (1) 裏法で漏水または飽水による亀裂およびがけ崩れ
- (2) 表法で水当たりの強い場所の亀裂およびがけ崩れ
- (3) 天端の亀裂または沈下
- (4) 河川堤防の溢水状況
- (5) 樋門の両袖または底部からの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他構造物と河川堤防の取付け部分の異常
- (7) ため池等については、1～6までの他に次の事項
  - ア 取水口の閉塞状況
  - イ 流域の山崩れの状態
  - ウ 流入水および浮遊物の状況
  - エ 余水吐および放水路付近の状況
  - オ 重ね池の場合の上部ため池の状況
  - カ 樋管の漏水による亀裂およびがけ崩れ

## 第3節 警戒区域

### 第1 警戒区域の指定

消防機関に属するものは、水防上緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができるものとする。

### 第2 警察官の警戒区域の設定

前第1に定める場所において、消防機関に属する者がいないとき、又はこの者から要求のあったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

### 第3 警戒区域設定の報告

前第1及び第2の警戒区域を設定した者は、直ちに、水防管理者、蘭越支署長に報告するものとする。

## 第4節 水防作業

### 第1 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状況等を考慮して、最も適切な工法を選択し、迅速的確に作業を実施する。

河川堤防の決壊に対し、現在有効であるとされている水防工法は、次のとおりである。以下に示す工法において必要な資材、人員および作業手順については、資料7のとおりである。

#### 【現在有効とされる水防工法】

工 法 名	目 的	主に必要な資材
シート張り	河川堤防における川表（川側）の崩壊および透水防止	ビニールシート、竹、杭、土のう
積土のう	家屋・地下施設等への浸水防止 河川堤防における越水の防止	土のう、鋼杭、土砂
木流し	急流部において流速を低下させ、川表（川側）の崩壊の拡大を防止する	雑木、杭、土のう
月の輪	川裏（民地側）に浸透してくる河川水等を集水・排水し、河川堤防の浸食・崩壊を防ぐ	土のう、杭、ビニールシート

### 第2 水門・樋門等操作

河川管理者は、河川水位が上昇し水門・樋門等からの逆流による洪水災害が発生するおそれがあるときは、洪水災害による被害を軽減するため水門・樋門等进行操作する。

また、水門・樋門等を閉じる操作を行ったときは、道路や市街地等の排水ができなくなることによる内水氾濫の発生が予想されるため、操作状況について速やかに水防管理者）へ連絡する。

## 第5節 避難

### 第1 避難の決定の時期及び指示

水防管理者は、洪水などの災害による被害の発生が予想され、避難の必要があると判断した場合は、その地域に対し、避難勧告を行い、災害による危険が目前に切迫しているときは、避難指示を行い、町民等の安全を確保する。

### 第2 避難の実施

非難の実施は、水防管理者の勧告・指示により行うが、水防管理者または町職員（消防史員）が現場にいないときは、警察官、知事の命令を受けた道職員が避難の勧告・指示を実施する。また、自衛官は、避難勧告・指示の代行を行うことができる。

避難実施責任者	目的・要件	根拠法令
水防管理者 (町長) または町長の命令を受けた町職員（消防史員を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生し、または発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退き指示、立退き先の指示を行う。</li> <li>・避難勧告・指示を発令または解除した時には、後志総合振興局長に報告しなければならない。</li> <li>・立退き指示等ができない場合は、警察官にその指示を要請する。</li> </ul>	災害対策基本法第60条 法第22条
北海道知事または知事の命令を受けた道職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水、氾濫または地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき、またはその可能性が大きいと認められるときは、避難を勧告または指示することができる。</li> <li>・知事は上記以外の災害において、町長が避難のための立退きの勧告および指示に関する措置ができないときは、町長に代わって実施する。</li> </ul>	災害対策基本法第60条 同 第72条 法第22条 地すべり等防止法25条
警察官	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町長から要請があったとき、または、町長が立退き指示ができないと認める時は、立退き指示または立退き先の指示を行う。この場合直ちに町長に通知する。</li> <li>・災害による危険が切迫した時は、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合、公安委員会にその旨報告する。</li> </ul>	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条 警察官職務執行法第6条第1項
自衛官	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害派遣された自衛官は、災害が発生し、または発生しようとしている場合において、町長、警察官がその場にはいないときに限り、次の措置を執ることができる。この場合、その旨を町長に通知</li> </ul>	自衛隊法第94条 災害対策基本法第63条第3項

	する。 ① 町民等の避難等の措置 ② 他人の土地等への立ち入り ③ 警戒区域の設定等 ④ 他人の土地等の一時使用および工作物等の除去 ⑤ 町民等への応急措置業務従事命令	災害対策基本法第64条第8項 災害対策基本法第65条第3項
--	---	----------------------------------

### 第3 避難の方法

避難の方法・順序は、蘭越町地域防災計画第5章第5節避難計画により実施する。

### 第4 避難者の輸送

避難者の輸送は、蘭越町地域防災計画第5章第7節輸送計画により実施する。

### 第5 避難場所の指定等

洪水災害における避難場所の指定は、資料6のとおりとし、「蘭越町尻別川洪水ハザードマップ」により、浸水想定区域も含め、住民への周知徹底を図る。

## 第6節 非常時の輸送

### 第1 水防資材・人員等の非常時の輸送

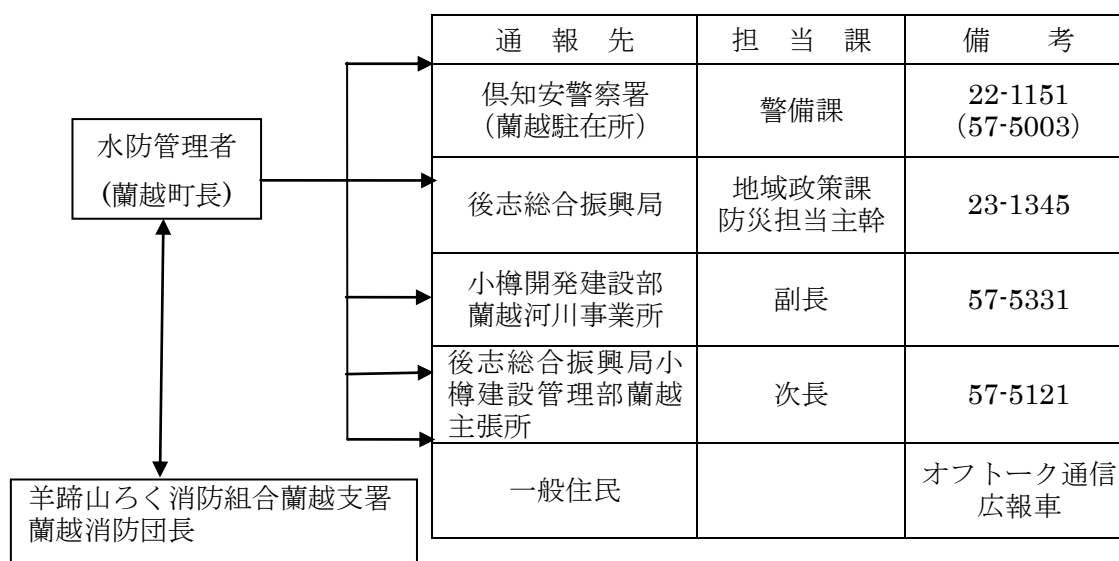
非常時の資器材及び人員等の輸送は、蘭越町地域防災計画第5章第7節輸送計画により実施する。

## 第7節 決壊通報

### 第1 決壊通報

堤防、その他の施設が決壊した場合は、水防管理者、蘭越消防団長及び蘭越支署長は、直ちに次により通報するものとする。

堤防等の決壊通報系統図



## 第6章 公用負担等

### 第1節 公用負担

#### 第1 公用負担

水防法第21条(公用負担)の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長または消防機関の長は、水防の現場において必要な土地を一時使用する権限を行使することができる。

この規定により水防管理者である町長が公用負担命令を行う時は、この計画に従ってこれを行う。

##### (1) 公用負担の権限

水防のため必要があるときは、蘭越町長は水防法第21条により以下の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一部使用
- ② 土石、竹林、その他の資材の使用または収用
- ③ 車両その他運搬具または機器の使用
- ④ 工作物その他障害物の処分

##### (2) 権限の行使と公用負担命令書の交付

町長が公用負担の権限を行使するときは、その身分を示す証明書を、また、町長の命令を受けたものは、委任を受けた証明書を携行し、関係人の請求があった場合はこれを提示しなくてはならない。

公用負担の権限を行使する者は、公用負担命令書2通作成し、権限を行使するときにそのうちの1通を目的物である土地、資材、器具、工作物等の所有者、管理人またはこれに準じる者に交付する。

#### 第2 損失補償

水防管理団体(蘭越町)は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(別記様式1)

第 号
公用負担権限委任証
住所
職名
氏名
上記の者に 区域における法第21条第1項の権限行使について委任したことを証明します。
平成 年 月 日
水防管理者 蘭越町長 宮谷内 留雄 印

(縦9 cm, 横6 cm)

(別記様式2)

第 号
公用負担命令票
住所
氏名
法第21条第1項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。
1. 目的物
(1) 所在地
(2) 名称
(3) 種類 (又は内容)
(4) 数量
2. 負担内容
(使用・収用・処分等について詳記すること)
平成 年 月 日
命令者 水防管理者
蘭越町長 宮谷内 留雄 印

(日本工業規格B5版)

## 第2節 公務災害補償

### 第1 公務災害補償

消防機関及び居住者等が水防に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷、病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、北海道市町村消防災害補償等組合補償条例（昭和32年条例第1号）の定めるところにより補償するものとする。

## 第7章 水防報告

### 第1 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに後志総合振興局長に報告する。

- (1) 水防のため消防機関を出動させたとき
- (2) 他の水防管理団体の応援を要請したとき
- (3) その他必要と認められる事態が発生したとき。

## 第2 水防活動実施報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、速やかに記録を整理するとともに、水防活動実施報告書を翌月5日までに後志総合振興局に2部提出する。

### 水防活動実施報告書

自 年 月  
至 年 月

(市町村名)

区 分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分			備 考
	団体数	活動延 人	主要資材 円	その他資材 円	計 円	団体数	使用資材費		
							主要資材	その他資材	
県(都道府)分 前 回 迄	-	-				-			
月 分	-	-				-			
月 分	-	-				-			
月 分	-	-				-			
月 分	-	-				-			
小 計	-	-	0	0	0	-			
累 計	-	-	0	0	0	-			
水防管理団体分 前 回 迄	( )					-			
月 分	( )					-			
月 分	( )					-			
月 分	( )					-			
月 分	( )					-			
小 計	0 ( )	0	0	0	0	-			
累 計	0	0	0	0	0	0	円	円	円

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の( )書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 4 「主要資材」欄は、仮、かます、布袋類、たみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

## 第8章 水防訓練

### 第1 水防訓練

水防管理者は、消防機関の職員及び団員に対し、随時水防工法についての技能を習得させるとともに、法第28条に定めるところにより毎年1回以上水防訓練を実施するものとする。



# 蘭越町水防計画

沿革	平成元年7月	作成
	平成2年4月	修正
	平成4年4月	修正
	平成5年4月	修正
	平成6年4月	修正
	平成19年1月	修正 (全面改訂)
	平成19年7月	修正
	平成20年8月	修正
	平成23年3月	修正
	平成27年3月	修正